

平成 3 0 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(1 2 月 定 例 会 議 事 録)

平成30年12月3日(月) 14時00分～
津山市役所 2F 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(16名)

1. 日笠 治郎	4. 井家上 淑子	5. 小串 典介	6. 竹内 隆一
7. 尾島 宏明	8. 小島 仁太郎	9. 岡田 成子	10. 松尾 治
11. 山下 英男	12. 三谷 智子	13. 仁木 紹祐	14. 長森 健樹
15. 高山 一英	16. 植本 幸男	18. 大山 正志	19. 大塚 毅

欠席委員(3名)

2. 太田 裕恭	3. 池田 幸正	17. 筒塩 清美
----------	----------	-----------

事務局(9名)

松岡 局長	宮野 次長	藤原 主任	杉井 主事
都井 主事	流郷 主査	小椋 主任	大澤 主任
阿部 主査			

議 事

- 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第61号 農地転用事業計画変更承認について（市長処分）
- 議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第64号 非農地証明願承認について
- 議案第65号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第66号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第67号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）
- 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

- 事務局 長 失礼します。只今から、平成30年12月の津山市農業委員会定例会を開会いたします。本日は、委員19名中、16名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立いたします。なお、2番太田委員、3番池田委員、17番筒塩委員から欠席の連絡を頂いております。それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長をお願いいたします。
- 日笠 会 長 はい。皆さんご苦労さまでございます。足元が悪いですし、大変寒くなりましたので、身体には気を付けて下さい。
- 先日、会長大会へ出席しに東京へ行って参りました。どこの市町村も農業委員と推進委員の調和を取るのが大変だと嘆いておりました。どういう事業をしたらいいんだと、農業委員は座っとるだけでいいのかという所もありましたし、仲が良くないような所もあるようですが、津山市はそうならんようにさせてもらいたいと思います。
- 三 谷 委 員 それでは女性の会から報告をお願いします。
- 11月15日・16日に徳島県で開催されました、中国四国ブロック女性農業委員会の研修会に、井家上委員と岡田委員と3人で行って参りました。
- 農林水産中国四国農政局、独立行政法人農業者年金基金、一般社団法人全国農業会議所の3団体より情報提供を受けました。その後、徳島県農業委員会女性協議会会長の活動報告を聞きました。1つ目の事例発表では、「女性の視点を活かした農地利用集積について」でした。その後、交流会に参加して1日目を終えました。2日目は、「農業女子プロジェクトについて」と言う事例発表を聞き、「女性の視点を活かした農業の取組について」と言う講演を聞いて閉会しました。本当にずっと座りっぱなしで腰が痛くなりました。家で動いている方が楽でした。
- 日笠 会 長 お疲れさまでした。今はどこの会議もそんなものです。お茶も飲まれんようなのも多いですから。ありがとうございました。
- 山 下 委 員 それでは運営委員長さんから運営委員会の報告をお願いします。
- 失礼します。先ほど行われました、第8回運営委員会について、私から報告をさせて頂きます。今回の運営委員会では、本日の定例会について事務局から報告並びに相談を受けております。個々の案件についてはその都度、事務局から説明がありますので、よろしく申し上げます。以上、運営委員会の報告とさせていただきます。
- 日笠 会 長 はい、ありがとうございました。議事に入る前に、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。6番竹内委員さんと、7番尾島委員さん、よろしく申し上げます。それでは議事に入ります。
- 議案第60号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。関係者の方は退室をお願いします。
- *
日笠 会 長 < 小島委員、仁木委員 退室 >
事務局 (津山) はい、それでは改めて、事務局説明願います。
- 失礼します。議案の説明の前に1件取り下げがありますので、お知らせします。2ページ4-2が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。2ページ4-2が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。
- それでは改めまして、議案第60号の説明をいたします。今回、津山地区から2件、加茂地区から1件、勝北地区から1件、久米地区から3件、合計7件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから2ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
- 1-1についてですが、高野山西の70歳の男性から、同じく高野山西の38歳団体職員の男性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許

可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-2についてですが、東田辺の83歳の女性から、山方の73歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (加 茂)

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番、加茂町中原の90歳、無職の女性から、加茂町中原の70歳、農業の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりです。

加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてです。枚方市の69歳男性から新野東の72歳農業を営む男性への贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (久 米)

はい、ありがとうございました。続いて久米。

続きまして、久米地区分を議案書をもとに説明いたします。

5-1は桑下の67歳無職の男性から、油木北の60歳地方公務員の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

5-2は戸脇の80歳農業の男性から、戸脇の48歳農業の女性への親子間贈与による所有権移転でございます。美咲町農業委員会発行の耕作面積証明が添付されており、美咲町農業委員会事務局に問い合わせたところ、不耕作地等もないとのことでした。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

5-3は美咲町の73歳農業の男性から、久米川南の58歳会社員の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

議案第60号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長
高 山 委 員

はい、ありがとうございました。では地元委員の説明をお願いします。

15番高山です。1-1について説明します。渡人の[]の土地は[]の土地と接しているのみで、他に渡せる人がおりませんし、地元の推進委員さん2人に状況を聞きましたけど、適正に耕作されてるとのことです。問題ないと思います。

日 笠 会 長
長 森 委 員

ありがとうございました。次。

14番長森です。1-2、これは東田辺ですけど、この方は非常に精農家でして問題ないと思います。

日 笠 会 長
竹 内 委 員

ありがとうございました。加茂。

6番竹内です。受人が買われる土地は持っている田の続きでありまして、受人は百姓を一生懸命されておりますので、問題ありません。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。次、勝北。

尾 島 委 員 7 番尾島です。この田は現在受人さんが耕作をされております。■■■■はお父さんが亡くなられてお母さんが施設へ入られて、家は空き家状態になっているんですけども、■■■■本人はもう勝北には帰らんからという事で、貰ってくれということです。受人さんにはなにも問題ありません。以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。次は久米。

植 本 委 員 はい、16 番植本です。5-1、5-2につきましては、太田代理より問題ありませんと発言して下さいと聞いております。

日 笠 会 長 5-3につきましても、全く問題ありません。よろしくお祈いします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。今、議案第60号に対して事務局並びに地元委員の説明がありました。皆さん何もありませんか。

* はい。

日 笠 会 長 はい。賛成の方は挙手をお願いします。

* < 多数、挙手 >

日 笠 会 長 はい、賛成多数ということでありありがとうございます。

* < 小島委員、仁木委員 入室 >

日 笠 会 長 議案第61号農地転用事業計画変更承認について上程します。説明願います。

事務局（津山） 議案の説明の前に、1件申請の取下げがありましたので、議案の修正をお願いします。1-2野村の件について申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。1-2野村の件について申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。

それでは、改めまして議案第61号の説明をいたします。今回、津山地区から1件のみです。議案書のページで申しますと、3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1・野介代の雑種地283.66㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。当初転用事業者は、国分寺にお住まいの29歳会社員の男性とその妻です。平成29年4月14日付けで一般住宅を建築するとして、農地法第5条の規定に基づく使用貸借権設定の転用許可を受け、土地の造成をして宅地への地目変更登記まで完了しました。しかし、居宅を建築する前に離婚することとなり、新居の建築の必要がなくなったため計画を変更し、土地所有者が承継して農家住宅敷地を拡張し、露天駐車場及び露天農作業場とするものです。変更後の転用計画につきましては次の議案第62号でご審議いただきます。計画の変更にあたり、境界部分については法面の補強をし雨水排水については勾配をとって既存水路に流すなど土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。敷地の拡張であり周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。

議案第61号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい。ありがとうございました。議案第61号に対して、何かありませんか。

* はい。

日 笠 会 長 それでは賛成の方は挙手をお願いします。

* < 多数、挙手 >

日 笠 会 長 はい、賛成多数ということでありありがとうございます。議案第62号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） それでは、議案第62号の説明をいたします。今回、津山地区から1件、勝北地区から1件、久米地区から3件の計5件の申請です。議案書のページは、6ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・野介代の雑種地、283.66㎡の追認案件についてです。この件につきましては、先ほどの議案第61号1-1の事業計画変更であった農地について、計画変更承認を前提に申請されたものです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は敷地の拡張です。転用事業者は、野介

代にお住まいの61歳会社員の男性です。息子が同居を始め、高齢の母親の介護車の駐車場が手狭となったことから、申請地を露天駐車場とするとともに、一部を農作業場として利用するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については法面の補強をし、雨水排水については勾配をとって既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。敷地の拡張であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・新野山形の農業用施設、353㎡、追認案件についてです。農地区分は、第1種及び第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は農業施設用地で、施設の概要は農業用倉庫1棟及び露天農作業場です。転用事業者は、野介代にお住まいの57歳会社員の男性です。実家の隣接地に転用届を提出し農業用倉庫を建築していましたが、届出以上に農作業場を造成していたものです。転用にあたり、境界部分については隣地より低く、雨水排水については既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。新野山形桜常会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。農業用施設であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

勝北地区の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (久 米)

はい、ありがとうございました。続いて久米。

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1から5-3番まで、同一の申請人による同種の事業のため、まとめて説明させていただきます。5-1番は、中北下の田、3,374㎡の件について、5-2番は、中北下の田、1,929㎡の件について、5-3番は、領家の田、5,191㎡の件についてです。農地区分は、いずれも農用地区域内にある農地のため、農用地です。転用目的は農地改良のための一時転用で、期間は平成31年1月10日から平成31年3月31日までです。転用事業者は、領家にお住いの申請地に利用権を設定して農業を営む66歳の男性です。隣接する田の高低差を無くして1枚の田にし、効率的に管理できるよう改良するものです。転用に当たり、雨水は申請地内部で自然浸透により処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。5-1及び5-2番は、大木井堰水利組合から、5-3番は領家下出水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農用地区域内にある農地の転用は、原則不許可ですが、例外許可規定の「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるもの」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第62号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長
大 山 委 員

はい、ありがとうございました。では地元委員の説明をお願いします。

1-1についてですが、先ほど事務局が申し上げました通り、問題ないと思います。

日 笠 会 長
尾 島 委 員

はい、ありがとうございました。勝北。

7番尾島です。別に問題ありませんのでよろしくお願いします。

日 笠 会 長
植 本 委 員

はい、ありがとうございました。久米。

16番植本です。5-1から5-3まで、農地改良という事で、昔で言うまちだおしのようなもので、問題ないと思います。

日 笠 会 長

はい、では議案第62号に対して事務局並びに地元委員の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

*

日 笠 会 長

ありません。

それでは、賛成の方は挙手でお願いします。

* 日 笠 会 長	<p>《 多数、挙手 》</p> <p>はい、賛成多数ということでありありがとうございます。</p> <p>議案第63号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。</p>
事務局（津山）	<p>議案の説明の前に、1件申請の取下げがありましたので、議案の修正をお願いします。1-1小原の件について申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。1-1小原の件について申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。</p> <p>それでは、改めまして議案第63号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転1件のみの申請です。議案書のページは、8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。</p> <p>1-2番・院庄の田、511㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地3区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は高松市に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、敷地内に側溝及び集水桝を設けて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。</p> <p>議案第63号の説明は以上です。</p>
日 笠 会 長	<p>はい、これについては私が説明します。地元の推進委員さんと協議しましたが、問題ないという事でしたので、よろしく願います。それでは議案第63号に対して皆さん何かありますか。ありませんか。</p>
* 日 笠 会 長	<p>はい。</p> <p>それでは賛成の方は挙手をお願いします。</p>
* 日 笠 会 長	<p>《 多数、挙手 》</p> <p>はい、賛成多数という事でありありがとうございます。</p> <p>議案第64号非農地証明願承認について上程します。</p>
植 本 委 員	<p>1-1ですが、資材置場を作ってブロックを置いた場所が、隣地に少しカーブしていたところを飛び出ていたようです。仕方ないと思います。次。</p> <p>16番植本です。これはもう宅地の横に引っ付いたような所で、庭のような状態になっております。仕方ないと思います。</p>
日 笠 会 長	<p>はい、ありがとうございました。今、議案第64号について、地元委員さんの説明がありましたが、皆さん何かありませんか。</p>
* 日 笠 会 長	<p>ありません。</p> <p>では、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
* 日 笠 会 長	<p>《 多数、挙手 》</p> <p>はい、賛成多数ということで、ありがとうございます。</p> <p>議案第65号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。地元委員さん、意見を願います。</p>
高 山 委 員	<p>1-1についてご説明します。申請人さんがもう高齢で、利用状況調査では以前から原野状態で、経過観察をしておったんですけども、道もなく、もう元には戻らないという事で、森本推進委員と確認して仕方ないと判断しました。</p>
日 笠 会 長	<p>はい、ありがとうございました。今、議案第65号について、地元委員さんの説明がありましたが、皆さん何かありませんか。</p>
* 日 笠 会 長	<p>ありません。</p> <p>では、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
* 日 笠 会 長	<p>《 多数、挙手 》</p>

日 笠 会 長 はい、賛成多数ということで、ありがとうございます。

事務局 議案第66号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明して下さい。

事務局 議案の説明の前に、議案の修正をお願いします。

事務局 議案書の14ページをご覧ください。1-16、上横野の件から、1-21、同じく上横野、の6件について、議案を送付した後に、賃料変更の申し出がありましたので、訂正させていただきます。1-16から1-21まで、いずれの案件も賃料が10アール当たり5,000円となっておりますが、1-16は一筆当たり12,500円に、1-17は、一筆当たり5,000円に、1-18は、一筆当たり12,500円に、1-19は、一筆当たり15,000円に、1-20は、一筆当たり14,000円に、1-21は、一筆当たり12,300円に、それぞれ訂正をお願いいたします。繰り返します、賃料を1-16は一筆当たり12,500円に、1-17は、一筆当たり5,000円に、1-18は、一筆当たり12,500円に、1-19は、一筆当たり15,000円に、1-20は、一筆当たり14,000円に、1-21は、一筆当たり12,300円に、それぞれ訂正をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第66号 農用地利用集積計画の承認についての説明いたします。議案書のページは、11ページから16ページです。11ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借権設定によるものが津山地区21件、加茂地区1件、阿波地区2件、勝北地区2件、久米地区4件の計30件と、所有権移転によるものが勝北地区1件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

事務局 議案第66号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。利用集積計画ということで、皆さん承認いただけますか。

* 日 笠 会 長 はい。

* 日 笠 会 長 では、賛成の方は挙手をお願いします。

* 日 笠 会 長 ≪ 多数、挙手 ≫

事務局 議案第67号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）を、上程します。事務局簡単に説明して下さい。

事務局 議案の説明の前に、議案の修正をお願いします。

事務局 議案書の17ページをご覧ください。右上にあります、公告予定日ですが、11月12日となっておりますので、12月3日に訂正をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第67号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）の説明いたします。議案書のページは、17ページから18ページです。17ページに集計表を載せております。これは、農地中間管理機構として指定された岡山県農林漁業担い手育成財団が行う農地中間管理事業による農地中間管理権の取得によるもので、18ページの一番下に書いてありますが、全ての農地の受人は岡山県農林漁業担い手育成財団です。今回、農地中間管理権の取得をするのは、加茂地区1件のみです。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

事務局 議案第67号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。これも中間管理に預けるとということで、皆さん承認いただけますか。

* 日 笠 会 長 はい。

* 日 笠 会 長 では、賛成の方は挙手をお願いします。

* 日 笠 会 長 ≪ 多数、挙手 ≫

事務局 はい、賛成多数という事でありがとうございます。報告第13号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局説明願います。

事 務 局 日 笠 会 長 * 日 笠 会 長 事 務 局	報告第13号について説明します。議案書のページは19ページです。 今回は、相続によるものが3件8筆となっております。 その他詳細は議案書のとおりです。報告第13号の説明は以上です。 はい、ありがとうございました。 議案はこれを以て終了しました。委員の皆さんから何か他にありますか。 ありません。 はい、それでは事務局から次回の連絡をお願いします。 事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。 次回、来年1月の定例委員会ですが、1月10日木曜日午後2時より、市役所2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、来年1月の定例委員会ですが、1月10日木曜日午後2時より、市役所2階大会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。 事務局からの連絡は、以上でございます。 はい、ありがとうございました。それでは定例会の議事を終了させていただきます。お疲れさまでした。 * お疲れ様でした。
---	---

(14:30終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
